

小松市家庭用生ごみ処理機及びコンポスト等設置事業補助金交付要綱

平成15年小松市告示第118号

(補助金の交付)

第1条 この要綱は、生ごみの減量化を促進し、市民の生活環境向上を図るため、家庭用生ごみ処理機及びコンポスト等の設置に要する経費に対し、予算の範囲内において小松市家庭用生ごみ処理機及びコンポスト等設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付に関し小松市補助金交付規則（昭和45年小松市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「家庭用生ごみ処理機」とは、機械的に水分の調整を行い、生ごみの容量を減少又は堆肥化させるものをいう。

2 この要綱において「コンポスト等」とは、ボカシやバクテリア等の働きを利用して生ごみを堆肥化させる容器をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下この条において「交付対象者」という。）は、第1条の設置のための家庭用生ごみ処理機又はコンポスト等の購入（家庭用生ごみ処理機にあつては1台までの購入、コンポスト等にあつては、2台までの購入に限る。以下単に「購入」という。）を行った者であつて、本市の区域内に住所を有し、かつ、当該住所に現に居住するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者又は当該者の属する世帯の世帯員が補助金の交付を受けようとする日の属する年度から起算して5年以内の購入に関し補助金を受けた者その他の補助金の交付が適当でないとして市長が認める者であるときは、交付対象者としなない。

(交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（この条及び次条において「補助対象経費」という。）は、購入に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、購入が本市の区域外で行われたものであるときは、補助対象経費としない。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、次の表の左欄の機器の区分に応じ、それぞれ補助対象経費に同表の中欄に掲げる補助割合を乗じた額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、補助金の交付限度額は、同表の左欄の機器の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

家庭用生ごみ処理機	2分の1	30,000円
コンポスト等（1台あたり）	3分の2	7,000円

（様式）

第6条 この要綱の各号に掲げる手続きは、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 補助金の交付申請 家庭用生ごみ処理機・コンポスト等設置事業補助金
交付申請書（様式第1号）

(2) 補助金の事績報告 家庭用生ごみ処理機・コンポスト等設置事業補助金
実績報告書（様式第2号）

（補助条件）

第7条 補助金の交付を受けた者（補助金の交付を受けた者の属する世帯の世帯員を含む。次項において同じ。）は、購入した家庭用生ごみ処理機又はコンポスト等を善良な管理者の義務をもって管理するとともに、これらを適正に使用しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、家庭用生ごみ処理機及びコンポスト等を他人に譲渡、交換、貸付けし、又は廃棄してはならない。

3 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る書類を事業完了の翌年度から起算して5年間常備するものとし、市長が必要と認めたときは、提示し、又はその内容を報告しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

1 この告示は、平成21年10月1日から施行する。

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の小松市家庭用生ごみ処理機及びコンポスト等設置事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。